

呉市土地境界協議事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、法令その他別に定めるものを除くほか、呉市が所管する市有地（呉市上下水道事業管理者が所管する市有地を除く。）とこれに隣接する土地（以下「申請地」という。）との境界線（以下「土地境界」という。）の協議に関し必要な事項を定めるものとする。

(土地境界協議事務所管課)

第2条 前条に規定する土地境界協議事務は、土木総務課において所掌する。

(境界確定の申請)

第3条 土地境界を明らかにするために、申請地の土地所有者等（以下「申請者」という。）は、土地境界協議申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる資料を添付し、これを市長に提出するものとする。

(1) 位置図（案内図）

(2) 法務局備付地図の写し

(3) 全部事項証明書（土地）

(4) 関係土地所有者一覧表

(5) 委任状（代理人による申請の場合）

(6) その他参考となる資料（現況平面図、横断図、地積測量図等）

(事前調査及び立会等の通知)

第4条 市長は、申請書の提出があったときは、必要に応じ土地境界について、事前に参考資料の調査及び収集、現地確認等を行い、申請者に対して立会期日、立会場所その他必要な事項をあらかじめ通知するものとする。

(立会等)

第5条 前条の規定による通知を受けた申請者は、原則として、土地境界に係る関係土地所有者との立会の調整及びその他必要な調査を実施の上、申請地において立会し、協議するものとする。

(土地境界確定協議書の提出)

第6条 申請者は、前条第1項の規定による協議に係る土地境界の確定について、関係土地所有者全員の同意が得られたときは、速やかに土地境界確定協議書（以下「協議書」という。）を2部作成し、市長に提出するものとする。ただし、協議書の提出に支障が生じた際は、別に定める書面をもって申請書を取り下げることができる。

2 協議書の提出の際は、確定を求める境界線等を記載した平面図等（以下「図面」という。）及び関係土地所有者全員の同意を証する書面等を添付しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(協議書の交付)

第7条 市長は、前条の規定により提出された協議書及び添付書面を審査の上、適当と認められた場合は、記名押印の上、協議書1部を申請者に交付するものとする。

(台帳と記録の保管)

第8条 市長は、土地境界に係る台帳を備え、協議書及び関係書類とともに、境界確定の処理経過を記録して保管するものとする。

(境界確定の証明)

第9条 申請者が、協議書が既に交付されている土地境界について、土地境界確定の証明を求めようとする場合は、別に定める書類を添付の上、土地境界確定証明書交付申請書（以下「証明書」という。）を2部市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、前条に規定する台帳等に基づいて証明を求める土地境界を確認の上、支障がないと認められた場合は、証明書の1部に、第6条第2項に規定する図面の写しを添付して、申請者に交付するものとする。

(証明書の交付に係る手数料基準)

第10条 証明書の交付に係る手数料は、呉市手数料条例（昭和49年呉市条例第5号）第2条第19号により徴収するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、土地境界協議に必要な事項は、土木総務課長が別に定める。

付 則

この要領は、平成9年7月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。